

「あいち医師・歯科医師九条の会」

第1回世話人会開く

これまで753人が賛同、近く発表して世論に訴え

あいち医師・歯科医師九条の会ニュース

第1号 2005年10月12日発行

名古屋市昭和区妙見町19の2、
愛知県保険医会館内
あいち医師・歯科医師九条の会
〒466-8655
電話 052-832-1345
FAX 052-834-3512

さらに賛同の輪を広げ、 2006年2月に「つどい」開催を

「会」の申し合わせ決め、世話人代表に
山内一征氏(あいち九条の会代表世話人)を選出

昨年(二〇〇四年)十一月に愛知県保険医協会がよびかけた、「守ろう憲法九条」「なくそう核兵器」の「二つのアピール賛同」のとりくみは、「なくそう核兵器」の賛同は今年(二〇〇五年)四月までに七百二十三人から、「守ろう憲法九条」の賛同は九月までに七百五十三人の医師・歯科医師から賛同がありました。

「なくそう核兵器」の賛同は、五月にニューヨークで開かれた国連の核不拡散条約(NPT)再検討会議に、愛知県保険医協会徳田秋副理事長が直接届けました。

「守ろう憲法九条」については賛同を頂く目的を、憲法九条改悪の動きのなかでタイミングを見て、賛同者の連名を発表し県民の世論に訴えることとしていました。

その後、愛知県内の地域や各層で「九条の会」が結成さ



「憲法九条を守る」県民の集いには、会場からあふれる三千二百人が参加(昨年十一月三日、名古屋公会堂)

れ、これにも呼応して医師・歯科医師の分野でも「九条の会」を結成しようとの声が、「九条の会」の運動に参加する多くの医師・歯科医師の方から寄せられました。

「あいち九条の会」の世話人会のメンバーである山内一征氏と堀尾仁氏が、賛同者の中から世話人を募り「あいち医師・歯科医師九条の会」を発足させようと相談しました。これには愛知県保険医協会の、「平和・民主主義の運動」担当の中川武夫副理事長も同席しました。

そして九月八日に六人の世話人で「第一回世話人会」を開催、以下の点を確認し、別項(本号裏面)の「申し合わせ」を決めました。

「あいち医師・歯科医師九条の会」について

- ①名称は全国が略称「医療者の会」となっているが、対象をわかりやすくするため、「あいち医師・歯科医師九条の会」とする。
- ②会は緩やかな組織とし、あらかじめ会員を募らず「賛同者」のなかから「世話人」を募り、「世話人会」を設け運営する。
- ③会費は徴収せず寄付金・参加費等で賄う。事務局は、「戦争に反対する医師の会・愛知」に倣って、保険医協会の了解を得て愛知県保険医会館内に置く。
- ④県内の医師・歯科医師の「賛同者」をさらにひろげるために、「賛同よびかけ人」を置く。
- よびかけ人は、山内一征(あいち九条の会代表世話人)、堀尾仁(愛知県保険医協合理事長)、杉浦康夫(名古屋大学医学部教授)、中川武夫(核戦争に反対する医師の会常任世話人)、松井信夫(名古屋大学名誉教授)の五氏の他、さらに二十三人お願います。
- ⑤世話人の引き受けは、現在の六人をさらに広げ、十人程度とする。世話人代表は山内一征氏とする。
- ⑥現在の賛同者を「第一次賛同者」として、十月二十七日に発表する。同時に賛同者を全国の「医療者の会」に報告する。そのため世話人会の報告をニュースとして賛同者に送付し、その旨了解を求める。
- ⑦二〇〇六年二月(十八日予定)に、「あいち医師・歯科医師九条の会」主催のつどいを開催する。

このニュースは愛知県保険医協会が、昨年十一月からよびかけた「守ろう憲法九条」の賛同の皆様へ送付させて頂きました。ご賛同頂いて一年近くとなりますが、「あいち医師・歯科医師九条の会」の発足と合わせて、あらためて「第一次賛同者」として発表(愛知保険医新聞紙上)させて頂きます。合わせて同封資料の全国の「九条の会・医療者の会」へも報告させて頂きます。ご了承の程お願いします。また、世話人をお引き受け頂ける先生はお申し出下さい。

(二)の件についてのお問い合わせは、愛知県保険医協会事務局「九条の会」担当迄、お願いします。()

《第16回核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者のつどい in 愛知》

なくせ核兵器、なくすな9条

～被爆60年を節目に、新たな決意で前進を～

主催:核戦争に反対する医師の会、第16回核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者のつどい実行委員会
後援:中日新聞社/朝日新聞社/愛知県原水爆被災者の会(愛友会)/被爆者支援ネットワーク
あいち/反核日本の音楽家たち・名古屋/核兵器廃絶・平和を守る名古屋舞台人の集い

□日 時:10月22日(土)15時30分～23日(日)15時
□会 場:中京大学・名古屋キャンパス「ヤマテホール」
□参加費:医師・歯科医師5,000円、医学生1,000円、医療関係者2,000円

10月22日(土)

アニメ映画『アンゼラスの鐘』上映会/14:00～15:20

※つどい参加者と高校生以下は無料

シンポジウム/15:30

「戦争・核の恐怖から抜け出す平和への道ー日本の果たすべき役割は?」
浅井基文氏(広島市立大学広島平和研究所長)
本 秀紀氏(名古屋大学大学院法学研究科教授・愛知憲法会議事務局代理)
高草木博氏(原水爆禁止日本協議会事務局長)

全体会/18:00

レセプション/19:00

医学生・若手医師の交流会/21:00

10月23日(日)

講演/9:00「医師としての被爆体験を語る」

講師:肥田舜太郎氏(日本原水爆被害者団体協議会被爆者中央相談所理事長)

分科会(第1・第2分科会/10:00～14:00、第3・第4分科会/9:00～14:00)

<第1分科会>「核兵器廃絶をめざして～世代を超えて医師の役割を考える～」

報告者:新原昭治氏(非核の政府を求める会・核問題調査専門委員)

助言者:高草木博氏(原水爆禁止日本協議会事務局長)

パネルディスカッション

<第2分科会>「原爆症とは何かー集団訴訟勝利、被爆者の救済のために」

報告者:聞間 元氏(全日本民医連被ばく問題委員会委員長)

沢田昭二氏(物理学者・名古屋大学名誉教授)

樽井直樹氏(原爆症認定訴訟名古屋弁護団事務局長)

チョン・ヒョンチュン氏(韓国、翰林大学、漢江聖心病院、環境医学医師)

キム・チンクク氏(韓国、大邱赤十字病院神経内科医師)

<第3分科会>「憲法と日本の戦争責任」

報告者:高橋 信氏(名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会代表)

池住義憲氏(自衛隊イラク派兵差し止め訴訟の会代表)

飯室勝彦氏(中京大学教授・中日新聞論説委員)

<第4分科会>「劣化ウランの被害と劣化ウラン弾禁止運動」

報告者:嘉指信雄氏(神戸大学教授、NO DUヒロシマ・プロジェクト代表)

小野万里子氏(弁護士、セイブ・イラクチルドレン・名古屋代表)

カリド・イドリッシ氏(イラク・バスラ教育病院整形外科医師)

アッバース・アル・カナン氏(同病院放射線科医師)

齊藤みち子氏(愛知県保険医協会副理事長)

全体会/14:00 閉会/15:00

「あいち医師・歯科医師九条の会」
申し合わせ

二〇〇五年九月八日、第二回世話人会

(目的)

あらゆる立場の違いをこえて、憲法九条の改定に反対し憲法を守るという一点で手をつなぎ、愛知県内の医師・歯科医師のなかでの世論と運動を広げ、広く社会的にアピールするための活動を行う。

(組織体制)

1.「守ろう憲法九条」のよびかけへの、賛同者のなかから世話人を募り、世話人会を設け、会を運営する。世話人会は世話人代表を選び、世話人代表は会の代表とする。

(活動の内容)

1. 愛知県内の医師・歯科医師のなかでの「九条の会」を「九条の会」の賛同者を募り、広げ増やす。
2. 全国の「九条の会」を「九条の会」の賛同者を募り、広げ増やす。
3. 愛知の「あいち九条の会」と連絡をとり、活動に協力する。

(財政)

会の財政は、寄付金等をもって賄う。

第一回世話人会で確認した他の関係団体との関連・連携

①「あいち九条の会」との関係は、積極的に参加をよびかける。行事に参加し協力する。当面十一月三日のつどいの成功に協力する。
②「核戦争に反対する医師の会・愛知」との関係は、具体的などりくみ(行事)で、協力・共同することく十月二十二・二十三日の「医師・医学者のつどい」に協力する。
③「九条の会・医療者の会」との関係は、全国の会として結果する。賛同者はそのまま全員報告する。

大江健三郎氏、梅原猛氏、加藤周一氏ら
9人が発表した

「九条の会」
アピール

日本国憲法は、いま、大きな

試練にさらされています。ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残酷な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きました。侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えること

ころにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を事実上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしてしまっています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことではありませぬ。一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。二〇世紀の教訓をふまえ、二

一世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にすることの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりでしかありません。

二〇〇四年六月十日

- 井上ひさし(作家)
- 梅原猛(哲学者)
- 大江健三郎(作家)
- 奥平康弘(憲法研究者)
- 小田実(作家)
- 加藤周一(評論家)
- 澤地久枝(作家)
- 鶴見俊輔(哲学者)
- 三木陸子(国連婦人会)